# 死亡労働災害速報（令和８年９月）

（建災防宮城県支部）

## 橋梁のつり足場内において倒れていた状態で発見され、死亡

| | | | |
|---|---|---|---|
| 発生年月 | 令和８年７月 | | |
| 業　　種 | その他の建築工事業 | 事業場規模 | 1～9 人 |
| 事故の型 | その他 | 起 因 物 | 分類不能 |

**発生状況**

7月(災害発生日は不詳)、橋梁の塗替え工事のため、橋梁につり足場を設置し、当該つり足場内において塗膜の剥離作業を行っていた労働者が、午後2時台に倒れている状態で発見されました。その後、倒れていた労働者は医療機関で死亡が確認されました。本件発生当時、つり足場は塗替え工事による飛散防止等を目的として、つり足場全体を囲っていた状態でした。

考えられる原因としては、作業に使用していた剥離剤に含まれていた化学物質による急性中毒、つり足場内が暑熱となったことによる熱中症、労働者本人の疾病の発症など様々なことがありますが、詳細については、現在、関係機関にて発生状況・原因などを含めて調査中です。



上記イメージ図は、一般的な橋梁のつり足場内の作業をイメージしたものであり、本件とは関係ありません。

**災害防止対策**

**（ 関係機関で調査中であり、基本的事項を含めて、類似災害に係る一般的な注意事項を記載します。また、事故の原因を記載しているものではありません。 ）**

1　塗装塗替え作業全体における化学物質に対するリスクアセスメントを確実に実施し、当該結果を踏まえ、危険・有害性が低減可能となる代替物質の使用、適切な保護具の着用を始めとする適正なばく露防止対策を講じること。特に、保護具については、保護区着用管理責任者を選任し、使用する化学物質に対して十分に機能を有する保護具を適切に使用しているかを監視・確認させ、作業中も適正な作業環境を確保すること。

2　熱中症防止のための体制を確立し、熱中症予防管理者を選任するとともに、熱中症早期発見のための報告体制、重篤化防止のための措置実施手順の作成を図り、これらの関係作業者に対する周知及び教育を徹底すること。また、暑さ指数の把握と評価を行い、測定した暑さ指数に応じた対策を徹底すること

3　法定の定期健康診断等を確実に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて医師からの意見聴取を行い、当該意見に応じた適切な就業上の措置を講じること。

4　朝礼、昼礼等において体調を確認し、不調と認められる場合には作業に従事させない等状況に応じた措置を講じること。

5　できる限り単独での作業は避け、単独作業となる場合には通信手段・連絡体制を整備する、定期的な巡視をこまめに行う、定時報告を求める等単独作業による危険の排除に努めること。